

平成23年11月30日

第四管区海上保安本部

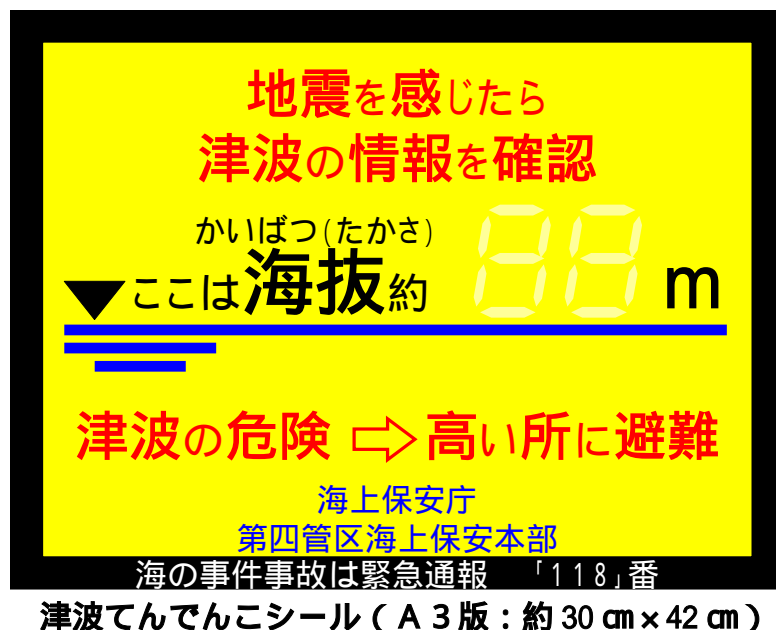
海上保安庁の灯台などに「津波てんでんこシール」を設置

- 海に近接する灯台や施設に“海拔”(海面からの高さ)を標示 -

第四管区海上保安本部では、津波防災啓発活動の一環として、釣り愛好者や観光客等が訪れる機会が多く、かつ、地域の安全を確保する灯台等の施設に、地震・津波発生時の避難の呼び掛けと合わせて灯台等の海拔を標示する「[津波てんでんこシール](#)」を設置して、津波に対する避難の重要性及び危険性の認識を啓発する取組を実施しています。

この「[津波てんでんこシール](#)」の図案は、本取組の目的のために使用することを条件に、事前に第四管区海上保安本部にご連絡をいただくことで、設置者名を変更のうえ利用することが可能です。

利用を希望される方は、次の問い合わせ先に連絡をお願いします。



問い合わせ先

第四管区海上保安本部交通部 052 - 661 - 1611 (内線 2613)

海上保安庁